

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」という。）による大気汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策（自動車排出窒素酸化物等に係る大気汚染防止法第三章、第四章及び第五章の規定による措置を含む。）を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 （略）

（特定建物の新設に関する届出等）

第二十条 窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所その他の自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの（以下「特定用途」という。）に供する部分のある建物で特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積が当該窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内の道路及び自動車交通の状況を勘案して都道府県の条例で定める規模以上のもの（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗を除く。以下「特定建物」という。）の新設（建物の延べ面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定部分の延べ面積が当該規模以上となる場合を含む。以下同じ。）をする者（特定用途以外の用途に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、特定用途に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 特定建物の名称及び所在地
- 二 特定建物を設置する者及び当該特定建物において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 三 特定建物の新設をする日
- 四 特定建物の用途
- 五 特定建物の特定部分の延べ面積の合計
- 六 特定建物の自動車の駐車のための施設の配置に関する事項であつて、環境省令で定めるもの
- 七 特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等について、環境省令で定めるところにより算定される総量の予測
- 八 特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項

2、3 （略）

（報告の徴収）

第二十八条 都道府県知事は、第二十条から前条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建物を設置する者に対

し、報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定建物を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該特定建物において事業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第三十二条 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(対象自動車を使用する事業者による計画の作成)

第三十三条 窒素酸化物排出自動車、粒子状物質排出自動車その他の窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、政令で定めるもの(以下この条において「対象自動車」という。)を使用する事業者は、その対象自動車のうち、排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、主務省令で定めるところにより、第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であつて、その一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車(以下この条及び第三十五条第一項において「特定自動車」という。)に係るものの実施に関する計画を作成し、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。

(定期の報告)

第三十四条 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者(次条及び第四十一条第二項において「特定事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第三十五条 都道府県知事は、特定事業者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るものの抑制が第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るものの抑制に関し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、

正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の作成)

第三十六条 第十二条第一項の窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車又は同項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車(以下この条において「窒素酸化物等排出自動車」と総称する。)であつて、周辺地域内に使用の本拠の位置を有するもの(以下「周辺地域内自動車」という。)を使用する事業者は、次の各号のいずれにも該当するときは、主務省令で定めるところにより、第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であつて、指定地区内において運行される周辺地域内自動車に係るものの実施に関する計画を作成し、当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事に提出しなければならない。

一 当該事業者の使用する周辺地域内自動車のうち政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するとき。
二 主務省令で定めるところにより算定した、当該事業者の使用する前号の一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車を使用する指定地区内において運行する回数が、主務省令で定める回数以上であるとき。

2 前項の「周辺地域」とは、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域の周辺の地域であつて、その地域内に使用の本拠の位置を有する窒素酸化物等排出自動車指定地区内において相当程度運行されていると認められる地域として、指定地区ごとに主務省令で定めるものをいう。

3 前二項の「指定地区」とは、窒素酸化物重点対策地区又は粒子状物質重点対策地区のうち、窒素酸化物対策地域外又は粒子状物質対策地域外に使用の本拠の位置を有する窒素酸化物等排出自動車に係る自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための対策を推進することが必要であると認められる地区として、環境大臣が指定するものをいう。

4 5 6 (略)

(定期の報告)

第三十七条 前条第一項の規定により同項の計画を作成すべき事業者(以下「周辺地域内事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う指定地区(同条第三項に規定する指定地区をいう。以下同じ。)における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第三十八条 指定地区をその区域に含む都道府県の知事は、当該指定地区における周辺地域内自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要と認めるときは、周辺地域内事業者に対し、第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、その事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動車に係るものの抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第三十九条 指定地区をその区域に含む都道府県の知事は、周辺地域内事業者の事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動車に係るものの抑制が第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該周辺地域内事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動車に係るものの抑制に関し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 前項の規定による勧告をした都道府県知事は、同項に規定する勧告を受けた周辺地域内事業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告及び立入検査)

第四十一条 都道府県知事は、第三十三条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、対象自動車を使用する事業者に対し、その使用する対象自動車の台数を報告させ、又はその職員に、対象自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、第三十四条及び第三十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 都道府県知事は、第三十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内自動車を使用する事業者に対し、その使用する周辺地域内自動車の台数及び指定地区内における運行の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 都道府県知事は、第三十七条及び第三十九条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5、6 (略)

(自動車運送事業者等に関する特例)

第四十三条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の規定による自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者に対する第三十二条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条第一項から第四項までの規定の適用については、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十九条第二項及び第四十一条第一項から第四項までの規定中「都道府県知事」とあり、第三十三条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあり、第三十六条第一項及び第三十七条中「当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあり、並びに第三十八条及び第三十九条第一項中「指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十三条、第三十四条、第三十六条第一項各号列記以外の部分及び第三十七条中「主務省令」とあるのは「

環境省令、国土交通省令」とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により読み替えて適用される第三十三条及び第三十六条第一項の規定による当該各条の計画の提出又は前項の規定により読み替えて適用される第三十四条及び第三十七条の規定による報告があったときは、遅滞なく、環境省令、国土交通省令で定めるところにより、その内容を環境大臣及び関係都道府県知事に通知するものとする。

3 環境大臣又は窒素酸化物対策地域若しくは粒子状物質対策地域をその区域の全部若しくは一部とする都道府県の知事は、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるとき、又は事業活動に伴う指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動車に係るものの抑制を図るために必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定により読み替えて適用される第三十二条、第三十五条、第三十八条、第三十九条又は第四十一条第一項から第四項までの規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を、環境大臣の要請を受けて講じたものにあつては環境大臣に、都道府県知事の要請を受けて講じたものにあつては当該都道府県知事に通知するものとする。

(権限の委任)

第四十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所に委任することができる。

2 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

3 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

(資料の提出の要求等)

第四十五条 環境大臣は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 (略)

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号)(抄)

(窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域)

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「法」という。)第六条第一項及び第八条第一項の政令で定める地域は、別表第一に掲げるとおりとする。

(窒素酸化物総量削減計画)

第二条 法第七条第一項の窒素酸化物総量削減計画（以下この条において「窒素酸化物総量削減計画」という。）は、平成二十三年三月までに二酸化窒素に係る大気環境基準がおおむね確保されるように、自動車排出窒素酸化物の削減目標量及び窒素酸化物総量削減計画の達成の期間を定めるものとする。

2 窒素酸化物総量削減計画は、地域の実情にに応じて、法第十二条第一項の窒素酸化物排出基準に係る施策とその他の必要な施策とを効果的に組み合わせることにより、総合的に実施されるように定めるものとする。

3 窒素酸化物総量削減計画は、自動車の種別ごとの自動車排出窒素酸化物及び自動車以外の窒素酸化物発生源における窒素酸化物の排出状況並びにこれらの見通しその他二酸化窒素に係る大気環境基準の確保に関し必要な事項について適切な考慮が払われたものでなければならない。

(粒子状物質総量削減計画)

第三条 法第九条第一項の粒子状物質総量削減計画（以下この条において「粒子状物質総量削減計画」という。）は、平成二十三年三月までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準がおおむね確保されるように、自動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成の期間を定めるものとする。

2 粒子状物質総量削減計画は、地域の実情にに応じて、法第十二条第一項の粒子状物質排出基準に係る施策とその他の必要な施策とを効果的に組み合わせることにより、総合的に実施されるように定めるものとする。

3 粒子状物質総量削減計画は、自動車の種別ごとの自動車排出粒子状物質及び自動車以外の粒子状物質発生源における粒子状物質の排出状況並びに原因物質（法第九条第二項に規定する原因物質をいう。）の排出状況並びにこれらの見通しその他浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保に関し必要な事項について適切な考慮が払われたものでなければならない。

(指定自動車)

第四条 法第十二条第一項の窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車及び同項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車は、次に掲げるとおりとする。

一 貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「普通貨物自動車」という。）

二 貨物の運送の用に供する小型自動車（道路運送車両法第三条に規定する小型自動車を二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「小型貨物自動車」という。）

三 人の運送の用に供する乗車定員三十人以上の普通自動車であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「大型バス」という。）

四 人の運送の用に供する乗車定員十一人以上三十人未満の普通自動車及び小型自動車であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「マイクロバス」という。）

五 人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて、前二号及び次号に掲げる自動車以外のもの（以下「乗用自動車」という。）

六 散水自動車、霊きゅう自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であつて、環境省令で定めるもの（以下「特種自動車」という。）

（経過措置）

第五条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、自動車が窒素酸化物排出自動車（法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出自動車をいう。次条第一項及び別表第二において同じ。）に該当することとなった日から、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（別表第二の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる車齢に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日の初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査を受ける日の前日までとする。

2 前項の規定は、法第十三条第三項において準用する同条第一項の政令で定める期間について準用する。この場合において、前項及び別表第二中「窒素酸化物排出自動車」とあるのは、「粒子状物質排出自動車」と読み替えるものとする。

（対象自動車等）

第六条 法第十七条の政令で定める自動車は、窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車とする。

2 法第十七条の政令で定める台数は、三十台とする。

（報告及び立入検査）

第七条 都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により、特定事業者に対し、自動車排出窒素酸化物等の排出であつて特定自動車（法第十七条に規定する特定自動車をいう。次項並びに第九条第二項及び第四項において同じ。）に係るものの抑制の実施の状況に関し報告させることができる。

2 都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により、その職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、特定自動車及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

（自動車運送事業者等に関する特例）

第八条 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者が特定事業者である場合における前二条の規定の適用については、第六条中「法第十七条」とあるのは「法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、「法第二十条第一項」とあるのは「法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」とする。

（権限の委任）

第九条 法第二十四条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。

- 2 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十六條並びに法第二十二條第三項及び第四項（法第十六條に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限は、事業者の事業場の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。
- 3 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條から法第十九條まで及び法第二十條第一項並びに法第二十二條第二項並びに法第二十二條第三項及び第四項（法第十六條に係る部分を除く。）に規定する国土交通大臣の権限は、特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に委任する。
- 4 第二項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十六條に規定する国土交通大臣の権限は、事業者の事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。
- 5 第三項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十條第一項に規定する国土交通大臣の権限は、特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

○道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）（抄）

（定義）

第二條（略）

- 2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。
- 3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次條に掲げるものをいう。
- 4 この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。
- 5（略）
- 8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

○貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）

（定義）

第二條 この法律において「実運送」とは、船舶運航事業者、航空運送事業者、鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者（以下「実運送事業者」

という。)の行う貨物の運送をいい、「利用運送」とは、運送事業者の行う運送(実運送に係るものに限る。)を利用してする貨物の運送をいう。
2 この法律において「船舶運航事業者」とは、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第二項の船舶運航事業(同法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業を含む。)を經營する者をいう。

3 この法律において「航空運送事業者」とは、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十七項の航空運送事業を經營する者をいう

4 この法律において「鉄道運送事業者」とは、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第二項の第一種鉄道事業若しくは同条第三項の第二種鉄道事業を經營する者又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第四条に規定する軌道經營者をいう。

5(7 (略)

8 この法律において「第二種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項の自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。))をいう。以下同じ。)による運送(貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送を含む。以下「貨物の集配」という。)とを一貫して行う事業をいう。